

事務連絡  
平成30年4月24日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

(一社) 全国建設業協会  
専務理事 伊藤 淳

### 生コンクリートの安全データシート (SDS) の交付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、さる平成29年8月9日付全建労発第31号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により、アスファルト等10物質とそれを含有する製剤その他のものについて、譲渡提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務づけるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務づける等の改正について周知をお願いしたところです。

今般、全国生コンクリート工業組合連合会から、「ポルトランドセメント」を含有する「レディーミクストコンクリート」について、当会に対し、上記政省令の施行期日である平成30年7月1日より、全国生コンクリート工業組合連合会の会員である生コンクリート製造会社から、生コンクリートを扱う建設事業者には、別紙の安全データシート (SDS) が交付されることとなった旨、事前の周知依頼がありましたので、貴協会の会員企業の皆様に周知下さいますようお願いいたします。

建設事業者は、SDSの交付を受けて労働安全衛生法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性の調査等（リスクアセスメントの実施等）を行わなければならないこととされています。このリスクアセスメントの実施等については、平成27年10月1日付全建労発第63号「化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について」を参照されますよう併せて周知方宜しくお願いいたします。

担当：労働部 長尾